

厚生労働省
東京労働局発表
令和3年7月30日

担 当	東京労働局労働基準部 安全課長 山崎 琢也 主任安全専門官 長澤 英次 電話 03 - 3512 - 1615
	監督課長 中村 祐樹 監察監督官 梶山 英之 電話 03 - 3512 - 1612

Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策実施結果について ～ 建設現場における危険意識の低下に課題 ～

東京労働局（局長：土田 浩史）は、「Safe Work TOKYO建設死亡災害緊急対策」の一環として、6月末までに都内の建設工事 785 現場に対して、集中的な現場指導を行いました。また、指導の際に、労働災害発生要因等に係る現場管理者の認識について確認しました。

【結果の概要】

- 56.6%の現場で法違反があり、そのうち、元方事業者が下請事業者に適切な指導を行っていない等の「元方事業者の安全衛生管理面」(84.7%)、足場に適切な手すりが設置されていない等の「墜落・転落防止」(60.1%)に関する違反が多い。
- 労働災害発生の要因として実感する項目は、「危険意識の低下」(33.5%)、「作業の慣れ」(32.6%)が多い。
- 新型コロナウイルス感染症防止対策と安全衛生管理を両立するに当たっての課題は、「日々のコミュニケーションが不足」(31.6%)、「作業効率が低下」(20.1%)が多い。
- 熱中症防止対策（良好 91.2%）や火災対策（良好 95.0%）は9割以上の現場で実施。

【今後の取組】

- 労働災害発生の要因として「危険意識の低下」、「作業の慣れ」等が多いものの、元方事業者が下請事業者に適切な指導を行っていない等の元方事業者の安全衛生管理面の法違反や本年の建設業死亡災害の55%を占める墜落・転落に関する設備面での法違反が多いことから、元方事業者に対して、安全衛生活動等の管理面での対策や墜落・転落災害防止等の設備面での対策が的確に実施されるよう重点的に取り組む。

別 紙 Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策実施結果

参考 1 Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策要綱

参考 2 令和3年度労働災害発生状況（建設業、6月末時点）

1. 法違反の状況

(1) 違反数および違反率

違反率は、56.6%（444現場）であり、違反があった444現場のうち、13.3%である59現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	684	39	15	47	785
法令違反現場数	409	10	4	21	444
違反率	59.8%	25.6%	26.7%	44.7%	56.6%
作業停止等命令現場数	56	1	1	1	59
法令違反現場数に対する割合	13.7%	10.0%	25.0%	5.0%	13.3%

(2) 違反事項別の違反率等

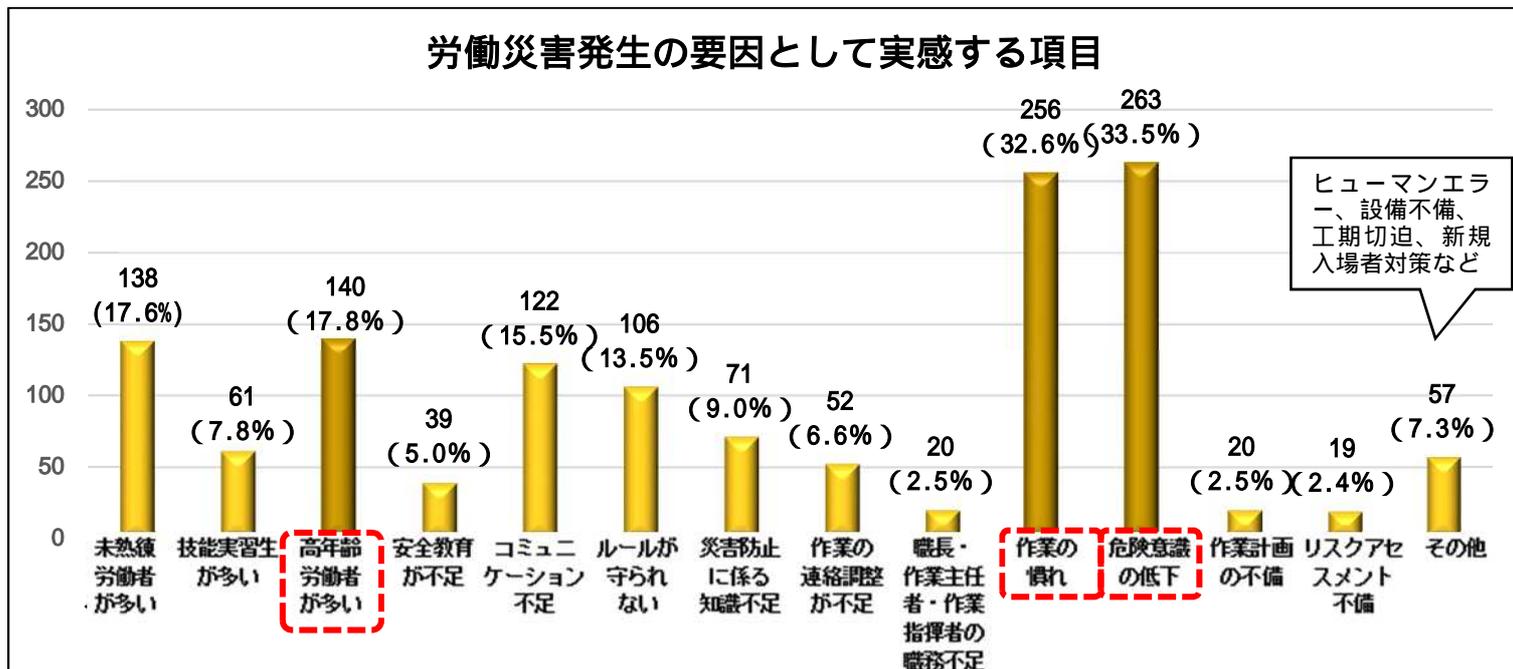
違反事項別では、「元請事業者の管理面の違反率」が84.7%（376現場）であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置の違反率」が60.1%（267現場）であった。

違反事項	違反現場数 (全体 444 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	376 現場 (84.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第29条） ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施（安衛法第31条）
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	267 現場 (60.1%) うち手すり・さん等が なかった現場・・・ 124 現場	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業のための作業床の未設置（安衛則第518条） ・足場の手すり・さん等の未設置（安衛則第563条、第655条） ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置（安衛則第519条、第653条）
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	77 現場 (17.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・組立図の未作成（安衛則第240条） ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施（安衛則第242条） ・組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第245条）
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	18 現場 (4.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンの作業方法の未決定（クレーン則第66条の2） ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施（クレーン則第74条の2）
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	16 現場 (3.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成（安衛則第155条） ・転倒・転落防止措置の未実施（安衛則157条） ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施（安衛則第158条）
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	22 現場 (5.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・研磨作業時の防じんマスクの不使用（粉じん則第27条）

「安衛法」・・・労働安全衛生法、「安衛則」・・・労働安全衛生規則、「粉じん則」・・・粉じん障害防止規則、「クレーン則」・・・クレーン等安全規則

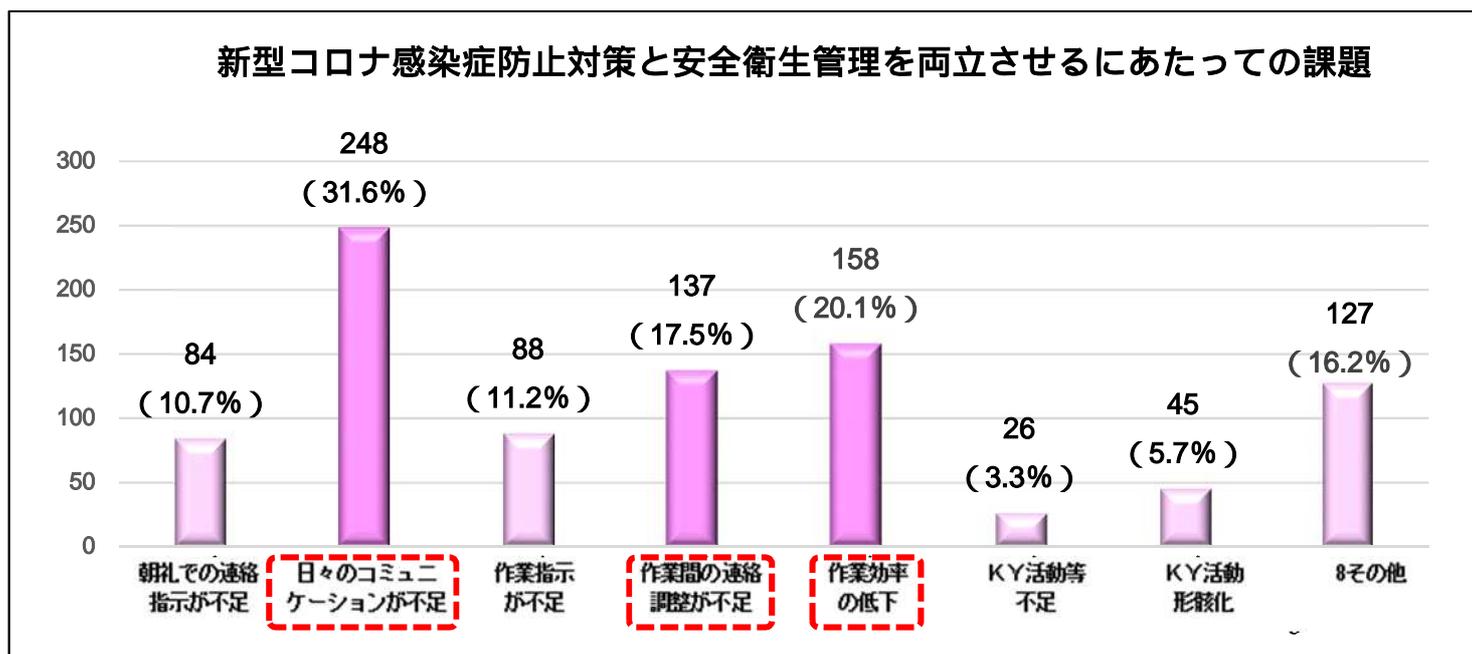
2. 労働災害発生の要因として実感する項目

現場管理者が労働災害発生の要因として実感している項目では、「危険意識の低下」が33.5%（263現場）、「作業の慣れ」が32.6%（256現場）の2つが顕著であり、次いで「高年齢労働者が多い」が17.8%（140現場）であった（1現場で複数の確認事項あり）。



3. 新型コロナウイルス感染症防止対策と安全衛生管理を両立するにあたっての課題

現場管理者が新型コロナウイルス感染症防止対策と安全衛生管理を両立するにあたっての課題と考えている項目で上位を占めたのは、「日々のコミュニケーションが不足」が31.6%（248現場）、「作業効率が低下する」が20.1%（158現場）、「作業間での連絡調整が不足」が17.5%（137現場）であった（1現場で複数の確認事項あり）。

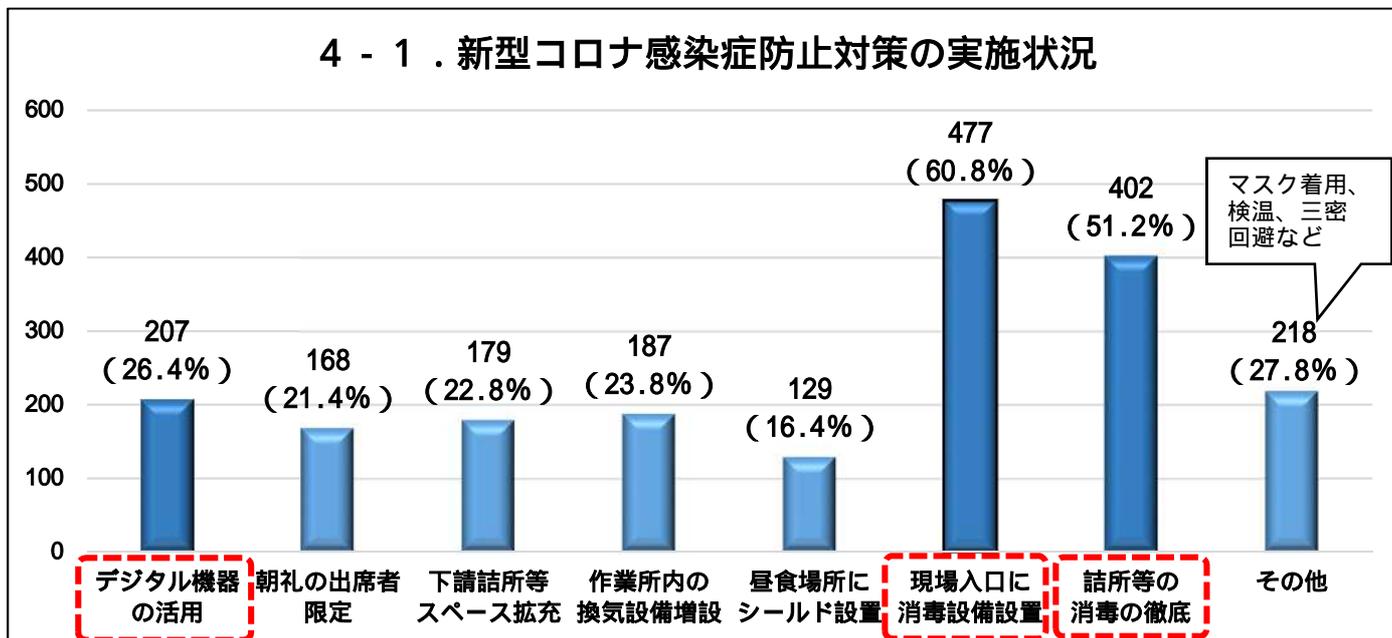


4. 新型コロナウイルス感染症防止対策の実施状況等

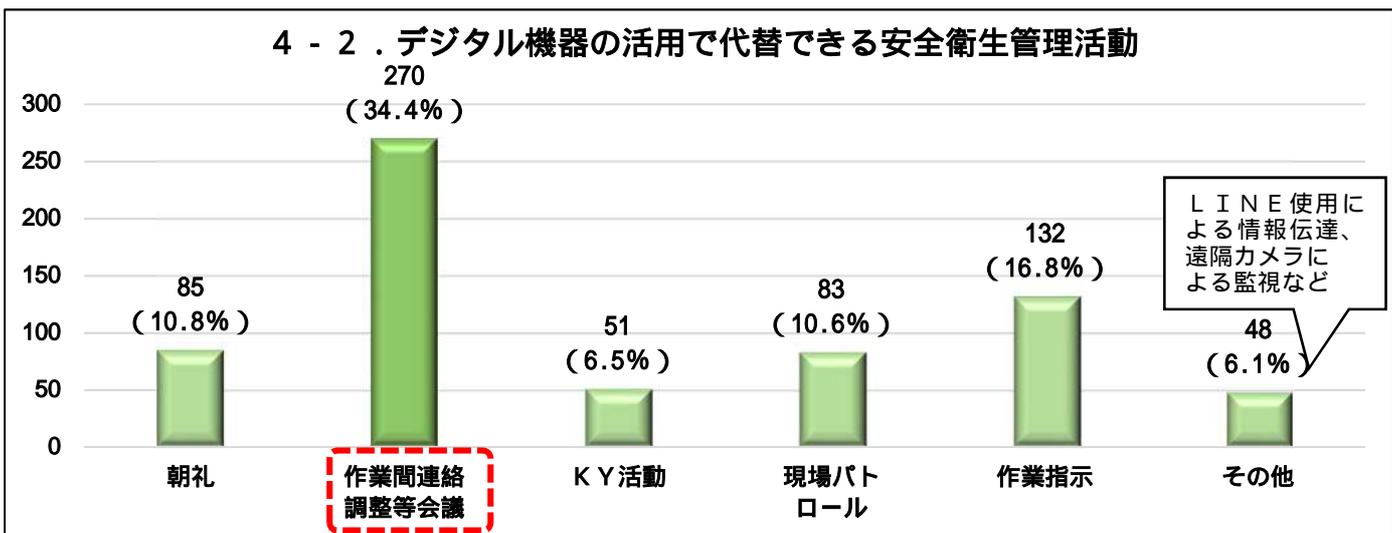
新型コロナウイルス感染症防止対策については、消毒によるものが上位を占めており、「現場入口における消毒設備の設置」が60.8%(477現場)、「詰所等の消毒の徹底」が51.2%(402現場)、「デジタル機器の活用」が26.4%(207現場)であった(1現場で複数の対策を含む)。

デジタル機器で代替できる安全衛生管理活動のトップは「作業間連絡調整等会議」(34.4%)であり、代替できない活動は「現場パトロール」(10.6%)であった(1現場で複数の確認事項あり)。

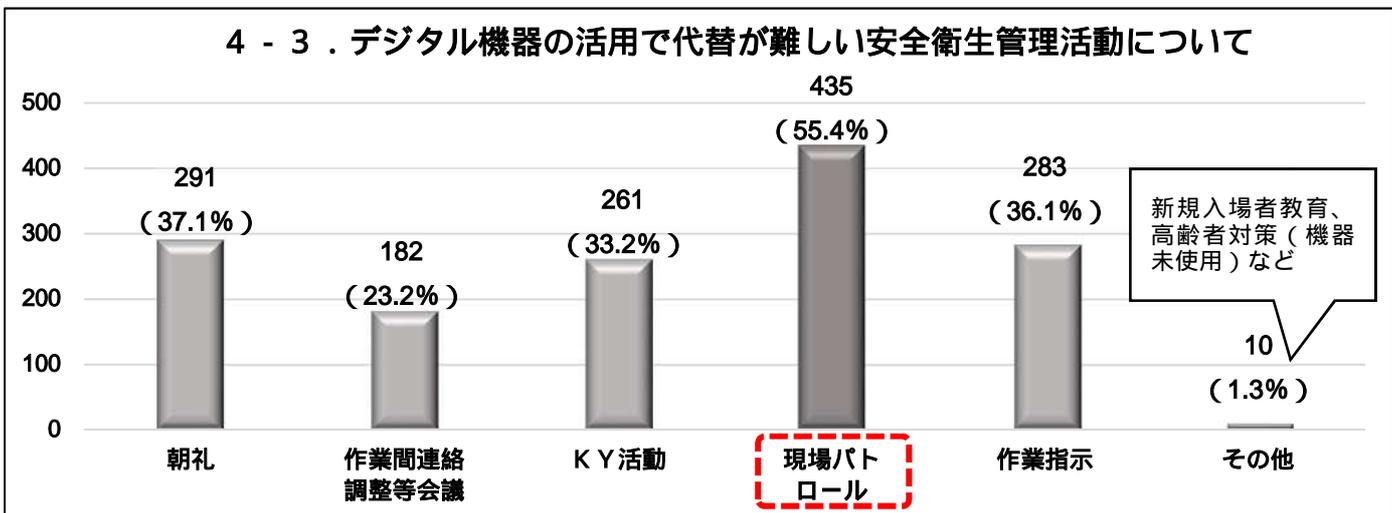
4 - 1 . 新型コロナ感染症防止対策の実施状況



4 - 2 . デジタル機器の活用で代替できる安全衛生管理活動



4 - 3 . デジタル機器の活用で代替が難しい安全衛生管理活動について





Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策要綱

～ 急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組～ 東京労働局

1 趣旨・目的

令和3年における東京労働局管内の建設業における死亡者数は、5月19日時点で11人と前年同期（6人）に比べ5人増加しており、極めて憂慮すべき事態となっている。

内訳をみると、死亡者数全体の55%が墜落・転落によるものであり、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないこと、建設工事現場における安全衛生管理活動が低調になっていることが懸念される。

このことから、建設業において急増する死亡災害の撲滅に向けた集中的取組として、建設工事現場に対する安全指導を強化するとともに、都内の建設関係労働災害防止団体等を通じ、各傘下の建設事業者に対して、墜落・転落防止を重点とした労働災害防止対策の強化の要請など各種の集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和3年6月1日～7月31日

3 東京労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 東京労働局長による大規模建設工事現場に対するパトロールの実施
- (2) 各労働基準監督署による建設業に対する集中的取組の実施
- (3) 建設業労働災害防止協会東京支部、発注者、大手建設業者に対する緊急対策要請
- (4) 建設工事に対する現場指導の集中的実施
- (5) 建設業労働災害防止協会東京支部各分会との合同パトロールの実施（署）
- (6) 大手建設業者との連絡会議の開催
- (7) 建設工事関係者(公共工事発注者等)連絡会議の開催
- (8) 局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同による緊急対策確認パトロールの実施
- (9) 広報の実施
- (10) 建設事業者が行う実施事項に係る指導援助

4 労働災害防止団体、発注者等関係機関の実施事項

- (1) 「Safe Work TOKYO 建設死亡災害緊急対策要綱」の会員事業場、関係業者等への周知、取組要請
- (2) 上記3の実施事項への支援、協力
- (3) 会員事業場等に対する安全衛生活動の指導、援助
- (4) 現場パトロール等の実施、支援

5 建設事業者（元方事業者）の実施事項

（１）「Safe Work T O K Y O建設死亡災害緊急対策要綱」の関係労働者等への周知

（２）店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）

（３）施工現場における統括管理の強化及び墜落・転落防止対策の徹底等

統括安全衛生責任者による現場巡視の励行と安全総点検、施工計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前の危険予知活動の的確な実施、新規入場者等に対する安全衛生教育の強化など安全衛生管理の強化

高所作業自体が少なくて済む工法の採用、墜落・転落危険場所における有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置及び墜落制止用器具の使用徹底

足場における墜落防止措置及び物体の落下防止措置、より安全な措置の徹底及び的確な強度検討

脚立等使用時における適切な用具の選定と適正な使用に係る関係労働者への教育の実施及び安全な作業手順の遵守徹底

熱中症予防対策における３管理（作業環境管理・作業管理・健康管理）の徹底等

6 その他

東京労働局では、集中的取組の実績等結果について公表を行う。

令和 3 年労働災害発生状況（6 月末時点速報値 東京・建設業）

1 死亡災害発生状況

全業種の死亡者数 21 人のうち、建設業の死亡者数は 11 人であり、事故の型は「墜落・転落」、「飛来・落下」、「崩壊・倒壊」、「有害物との接触」、「交通事故」となっている。

その年齢構成は、20 歳代が 3 人、40 歳代が 4 人、50 歳代が 2 人、70 歳代が 1 人、80 歳代が 1 人となっている。

【主な死亡災害事例】

発生月	業種・事故の型	職種・年齢・経験	発生状況の概要
1月	その他の建設業 (墜落・転落)	解体工 80 歳代 30 年以上	被災者は、資材置場から用水路へ墜落した。
	建築工事業 (交通事故)	とび工 20 歳代 1 年以上 5 年未満	被災者は、自動車で建設現場から資材置場へ向かう途中、前方の車を追い越そうと対向車線にはみだしたところ、対向車両及びその後続車と衝突した。
2月	建築工事業 (墜落・転落)	とび工 40 歳代 20 年以上 30 年未満	被災者は、建設現場において、クライミングクレーンで建築物の 8 階に資材を搬入していたところ、作業床として使用していたデッキプレートが崩壊し、荷とともに 5 階床のスラブに墜落した。
	土木工事業 (崩壊・倒壊)	作業員・技能者 50 歳代 10 年以上 20 年未満	被災者は、建設現場において、公衆トイレを曳家（台車やレール等で建物ごと横に移動させる工法）作業中、地盤が崩れたことによりトイレ本体が傾倒し、トイレと地盤の間に挟まれた。
	建築工事業 (墜落・転落)	土工 50 歳代 10 年以上 20 年未満	被災者は、建設現場において、地山の掘削面の上部付近で仮囲いに立て掛けてあった養生金網を別の場所に移動させていたところ、養生金網の束が手前側に倒れたため、地山の掘削面の上部付近から押し出され、地山の掘削面の下部に墜落した。
3月	建築工事業 (飛来・落下)	作業員・技能者 40 歳代 10 年以上 20 年未満	建設現場において、クライミングクレーンで荷（鉄筋馬を束ねたもの）を吊り上げていたところ、荷崩れが起き、落下した荷が同現場内を移動していた被災者に接触した。

4月	建築工事業 (墜落・転落)	作業者・技能者 70歳代 10年以上20年未満	建設現場において、清掃用のモップとバケツを持って階段を登っていた被災者が目撃されて間もなく、大きな音が聞こえ、顔面を大きく損傷し、階段で仰向けに倒れている被災者が発見された。
	建築工事業 (墜落・転落)	その他の作業者 20歳代 1年以上5年未満	被災者は、建設現場において、建築物の地下3階で養生材を片付けていたところ、直径65センチメートルのマンホールから4.5メートル下の地下4階に墜落した。
	建築工事業 (墜落・転落)	配管工 40歳代 1年以上5年未満	被災者は、建設現場において、鉄筋の束が置かれた荷置き用構台（6階の床スラブの型枠支保工を角型鋼管及びパイプサポート支柱等で補強したもの）で床スラブの墨出し作業を行っていたところ、荷置き用構台が崩壊したため、被災者が約4メートル下の5階床に墜落し、さらに落下してきた鉄筋の束等の下敷きになった。

2 死傷災害発生状況

建設業の死傷災害は前年同期と比較し9.5%増加し、そのうち墜落・転落災害は前年同時期より10.1%減少したものの、依然として建設業の死傷災害の28.1%を占めている。

墜落・転落災害は、足場等からの墜落のみならず、脚立使用時及びトラック等の荷台からの墜落など、比較的低所からの墜落災害も多く発生している。

【死傷災害発生状況】

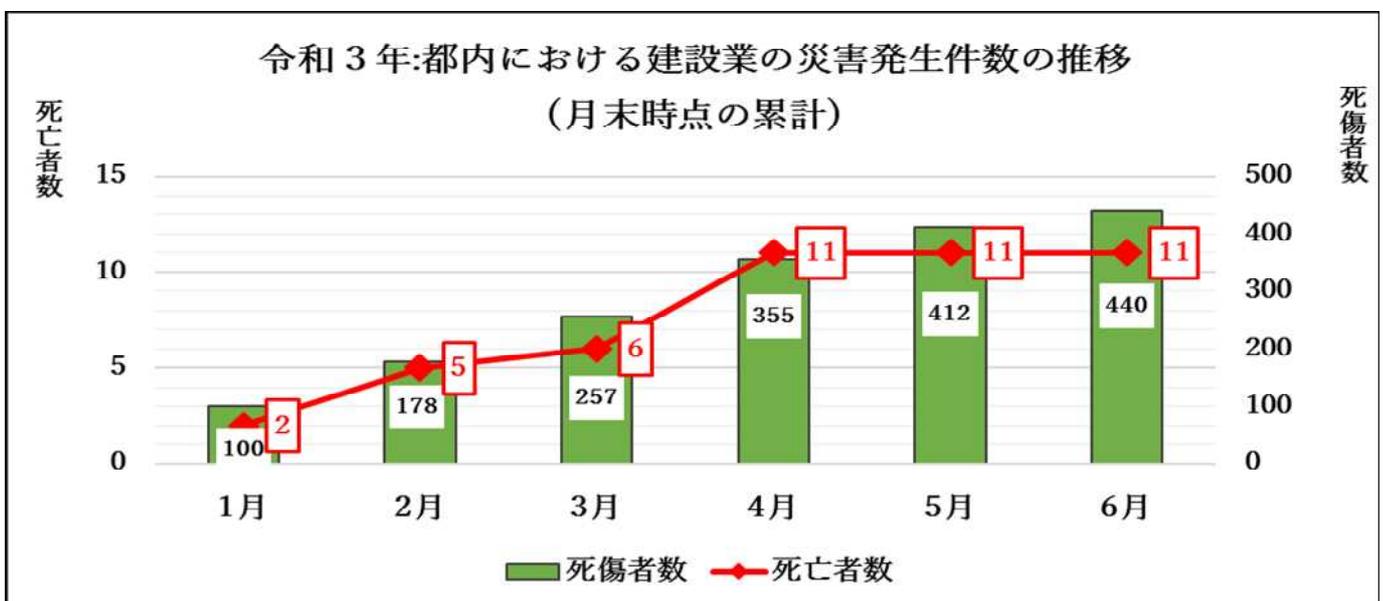
カッコ内は前年同期比の増減率

災害合計	墜落・転落	転倒	はさまれ 巻き込まれ	飛来・落下	切れ・こすれ	その他
440人 (9.5%)	124人 (-10.1%)	46人 (-13.2%)	48人 (-4.0%)	31人 (-22.5%)	29人 (-9.3%)	162人 (+82.0%)

起因物内訳

足場等の仮設物、建築物、構築物：64人、脚立等の用具・装置：46人
その他（トラック、高所作業車、建設機械等を含む）：14人

3 月毎の災害発生推移



4 都内の建設業における熱中症による死傷災害発生状況

